

## 新たな地域福祉保健計画「中間のまとめ」の区民説明会の意見及び意見に対する区の考え方

### ① 子育て支援計画

No.	意見（要旨）	区の考え方
1	「待機児童対策について」 待機児童の問題について、子育て環境の整備に伴い子どもが増加し、待機児童がいつまでも解消しないのではないかと心配している。待機児童が解消しない理由と今後の保育施設の整備の考え方を教えてほしい。	保育園等の整備に伴い、子育て世代の転入が多くなっており、認可保育園の整備以上に入所希望者数が増えているのが現状です。 今後の保育施設の整備については、本計画において、子育て世帯のニーズや人口推計等を踏まえ事業量を算定し、待機児童の解消を目指しております。
2	「お茶の水女子大学認定こども園（仮称）について」 区立保育所は整備しない方針の中で、区立の認定こども園（仮称）を設置した理由を教えてください。また、認定こども園の運営形態、保育料はどうなるのか。入所選考の透明性は確保されているのか。	お茶の水女子大学のノウハウを地域の保育・幼児教育へ還元し、文京区全体の保育サービスや幼児教育の質の向上を目指すため、区立の認定こども園として整備を行い、運営をお茶の水女子大学に委託するものです。 保育の必要な2・3号認定の入所希望者に対しては、他の認可保育園と同様の入所選考や基準等の公表を行い、保育時間、保育料についても同じとなります。また、保育の必要のない1号認定の入所希望者の申込方法、保育時間等については現在検討中です。
3	「予算規模について」 予算規模や補助金の割合は、計画には記載しないのか。	地域福祉保健計画には、予算規模等は掲載しておりませんが、各計画を実施するための予算につきましては、区政の最も基本的な計画である「文京区基本構想」を実現するために、具体的な施策・事務事業を定めた「基本構想実施計画」に掲載しております。
4	「幼稚園について」 子ども・子育て支援新制度では、幼稚園に対する補助金等の仕組みが大きく変わっているが、具体的な内容について、国の方針が定まっていないため、幼稚園側も今後の対応に悩んでいるところである。区として、新制度における幼稚園の方向性をどのように考えているのか。	区立幼稚園は、認定こども園への移行も含めた今後の方針を立てておりますが、私立幼稚園については、各園の考えを尊重し、判断を委ねております。 私立幼稚園に対しては、今後も新制度における幼稚園に関する情報を把握した時点で、情報提供に努めてまいります。
5	「地域子育て拠点事業（子育てひろば）について」	子育てひろばの運営については、区直営や株式会社・社会福祉法人等への

	<p>他区では、NPOなどが施設運営を担っているが、文京区の運営がどうなっているのか教えてほしい。また、子育てひろばの増設予定はあるのか。</p>	<p>委託など、状況に応じた運営形態を採用しております。</p> <p>なお、27年度に5箇所目の子育てひろばを開設し、本計画期間中は、5箇所での運営を継続して実施する予定です。</p>
6	<p>「地域型保育事業について」</p> <p>地域型保育事業の具体的な事業内容は決まっているのか。また、小規模保育の国の基準では、A型からC型の運営方法により保育者の配置基準が定められており、場合によっては質の格差が生じる恐れがあるが、国の方針どおりに区も運営していくのか。</p>	<p>複数の事業者より事業の相談を受けており、今後、区の補助内容決定後、事業者より具体的な事業内容の提案をいただけるものと考えております。</p> <p>小規模保育については、現在の保育の質を担保するため、認可保育所と同等基準のA型、家庭的保育と同等基準のC型を実施する方針です。なお、B型の実施を希望する事業者については、A型の運営に移行するよう協議を行います。</p>
7	<p>「放課後全児童向け事業について」</p> <p>放課後全児童向け事業は、全小学校で実施するのか。また、どのような運営の担い手を考えているのか。</p>	<p>本計画期間中に各校の状況に合わせて、全区立小学校で実施する予定です。</p> <p>運営の担い手については、各校で運営委員会を設置し、地域の関係団体等にご参加いただく事を想定していますが、実施人員の確保にあたり必要な場合には区から事業者の紹介、調整等を行います。</p>
8	<p>「保育料について」</p> <p>国の基準が定まっていないため、保育料が決まらなると聞いている。内定後に施設間で保育料の差があることが分かり、入園できない等の可能性があるのではないか。</p>	<p>保育料については、平成27年4月の子ども・子育て支援新制度開始より、「所得税に応じた基準」から「住民税に応じた基準」に変更されますが、新制度に変わることで大きな差が生じないよう検討しております。</p>
9	<p>「障害児の放課後の居場所について」</p> <p>新規事業である児童発達支援センターの内容を教えてください。また、障害児の放課後の居場所について、定員が足りなくなり、今までのサービスが受けられなくなることはないのか。</p>	<p>児童発達支援センターでは、乳児の療育の定員を増やし、併せて内容の充実を図ります。また、新たに学齢期の療育や放課後等デイサービス事業を開始します。さらに子育て相談と療育相談の窓口を一本化して強化を図ります。</p> <p>障害児の放課後の居場所については、新たな放課後等デイサービスを実施し、定員を増やします。また、民間事業者による放課後等デイサービスも近隣区で増えており、区内で開設したい事業者からの相談も受け付けております。継続してサービスの提供が受けられるよう、事業の対象となる方には、これらの情報を提供してまいります。</p>
10	<p>「b-lab（文京区青少年プラザ）について」</p> <p>来年4月から始まる中高生向け施設「b-lab」について、どのような施設に</p>	<p>b-lab（文京区青少年プラザ）は、教育センターの1・2階部分で実施し、1階では、自習スペース・音楽スペース・調理スペース・ホールを整備し、2階</p>

	なるのか教えてほしい。	にはバスケットのハーフコートがある運動スペースを設け、中高生が交流できる施設にしています。
11	「主要項目について」 主要項目に、「子どもはみんなの財産」という考え方も入れて、再考してほしい。	ご意見の主旨を踏まえ、各事業を実施してまいります。

② 高齢者・介護保険事業計画

No.	意見（要旨）	区の考え方
12	一軒家であれば、地域の方が高齢者の異変に気づきやすいが、マンション暮らしでは気づきにくい。住民同士で定期的集まる機会があるといいのだろうが、なかなか住民同士では難しいので、コーディネーターが入ってくるといいのではないか。	<p>実態調査では、比較的若い世代でもマンション暮らしは今後不便になるのではと心配する方が多いという結果がございました。</p> <p>身近な地域における顔の見える関係作りのためのコーディネート機能は、まさに社会福祉協議会で展開する小地域福祉活動の地域福祉コーディネーターに期待する役割と考えております。</p>
13	介護の仕事は、それぞれの人の人生、体の状況に寄り添う、大変な仕事であると思うが、介護の人材確保が大きな課題だと思う。	<p>若い人材の確保を目指すとともに、幅広い世代への啓発が必要と考えます。事業者や関係機関と協力して、区としての対応を検討してまいります。</p>
14	小地域福祉活動における「地域福祉コーディネーター」と新たに設置する「生活支援コーディネーター」はどう違うのか？	<p>地域福祉コーディネーターは、地域からの相談に応じたり、活動を広げる支え合いの仕組みづくりを行っています。一方生活支援コーディネーターは、総合事業の多様なサービスをつなげる役割を担っており、両者は似ているところもありますが、今後の検討の中で整理してまいります。</p>
15	地域支援事業の平成 28 年の秋の事業開始の施策は、予算はどうなっているのか。介護保険の範囲内なのか。	<p>介護保険の範囲内であり、232 ページにあるとおり、要支援のデイサービスとホームヘルプサービスが地域の実情に合わせた施策（地域支援事業）の対象となります。</p> <p>これらは給付と異なり、区の実情に合わせたサービス内容・単価とすることが可能です。</p>
16	介護保険の利用者負担の 2 割負担はいつからか。	<p>税額により保険料が決定した後の平成 27 年 8 月からとなります。</p>
17	平成 25 年度の決算をみると予想より給付が少なかったのはなぜか。予想と異なった点を明確にして、保険料を決めてほしい。区民とすると多く負担させられた感覚がある。	<p>256 ページ以降にあるとおり、地域密着型施設の整備と有料老人ホームの利用の伸びが予測を下回ったことが主な要因です。負担超過分は、基金に積み立て、平成 27 年度以降の保険料で清算します。</p>
18	区は人材確保や報酬などの面で民間を助ける必要があるのではないか。	<p>人材確保等の課題については、事業者や関係機関と効果的な支援について協議してまいります。</p>
19	施設の人に聞いた話だが、デイケア等の利用者が文京区の人もいれば、台東区の人もある。居住地によってサービスの対象や金額が異なった場合はどうするのか。	<p>法改正後の新しい総合事業においては、自治体ごとに利用料などを定めることとなります。そうした中のご指摘のような問題が生じる可能性があることと認識しており、今後の検討課題と考えております。</p>

20	今受けているサービスが下がらないようにしてほしい。	制度が変わることで要介護者が増えては本末転倒なので、今後も高齢者の方々の自立が保てるようサービスの提供を図ってまいります。
21	保険料算定について、算定根拠になっている部分がどれくらい増えて、このような算定になったのかを詳しく知りたい。何がこの3年間と違うのか、何の要因があるのか。	サービス利用見込みは262ページ以降にあるとおり、実績の伸びと人口推計から算出しました。
22	<p>文京区内で短時間のデイサービスが増えており、このような背景を知っていて参入してきていると思うが、今まで専門職がやってきたことをやるのは難しいのではないかと。</p> <p>また、見なし指定となると単価は下がるのか。</p>	<p>法改正後の新しい総合事業においては、多様な主体がサービス提供者になるよう事業展開をしてまいります。サービス提供者の中にはこれまでの介護事業者が見なし指定事業者として含まれますので、身体介護などの専門的なサービス提供が可能となります。</p> <p>また、事業者の参入状況については、意向調査等を行いながら検討してまいります。</p> <p>見なし指定事業者の単価については、要支援の単価を若干下げる程度に上限を設定する方向となっております。上限の中で区の単価を決定することになりますが、極端に下げることは難しいものと考えております。</p> <p>今後も課題や反省点などを国に適宜伝え、安定したサービスの提供が図れるよう、関係機関や利用者との信頼関係を築きながら進めてまいります。</p>
23	高齢者施設の整備において、これから新規に116人くらい増えるとのことだが、今も特養への入所が必要な人がいる。その辺の確認をお願いしたい。	<p>特養については、全体で663人入所希望者がいます。今までは要介護1から入所申込ができましたが、法改正で4月以降原則要介護3からの申込となるため、4月以降は500人程度になるだろうと予測されます。</p> <p>また、待機者は家族の状況などを加点し、優先入所の仕組みとして、毎年100人程度が入所しています。これらの現状を踏まえて、入所が必要な方の増に対応した整備を目指します。</p> <p>なお、説明会では、平成26年10月1日現在の人数を回答していますが、計画は直近データ（平成27年1月1日現在）に差し替えています。</p>
24	保険料の月額はまだ未定となっているが、いつ頃決まるのか。	改定される介護報酬が今後示されます。国の予算も遅れているため、時期は明言できませんが、最終的に計画完成時には載せる予定です。
25	文京区は23区の中でも保険料が高いが、何が要因か。	給付費の金額で決まるため、利用者、また一人当たりの利用量が多ければ

	高くなります。
--	---------

### ③ 障害者計画

No.	意見（要旨）	区の考え方
26	<p>就労する年代になって初めて就労支援を行うのではなく、将来就労できる人材を育てる教育が重要であるので、就労支援と教育との連携も重要だと思う。</p>	<p>現在、就労に関する具体的な取組みとして、区立中学校において職場体験実習を行っており、実習先の確保などについて障害者就労支援センターと連携を図っております。</p> <p>今後は、障害者就労・雇用の普及啓発活動として行っている講演会等の事業周知を区内中学校（特別支援学級）や教育センター等へ積極的に行うなど更なる連携した取組みを行ってまいります。</p>
27	<p>災害時の障害者・児の支援については、災害時要援護者名簿への登録をすればいいが、日常的にも支援をしていきたいと思っている。高齢者向けの緊急連絡カードを65歳未満の障害者にも適用してはどうか？</p>	<p>日常的に障害者を支える仕組みづくりの必要性は認識しております。個人情報に関する課題に対応しながら、今後は障害者基幹相談支援センターを中心とした障害者とその家族を地域全体で支えるコミュニティの形成の検討を行ってまいります。</p> <p>なお、区では障害者への支援として、緊急連絡先や必要な支援等を記載できる「ヘルプカード（計画事業 5-4-1）」を作成し、障害者への配付を行っております。これは緊急連絡カードのようにご自宅に設置するものではありませんが、障害者本人が日頃から携帯し、発災時や何か困ったことが起きた場合などに必要な支援や配慮を受けることができるようにするためのものです。</p> <p>このヘルプカードを効果的に活用していただくため、現在周知に努めているところですが、今後もより積極的な普及啓発を行い、障害者の災害に対する備えや周囲の助け合う体制を整えてまいります。</p>
28	<p>地域で障害がある子と無い子が共に育ちあう、と謳っている事の内容は具体的に何か。</p>	<p>現在、特別支援学級設置校では、特別支援学級に在籍する児童・生徒と通常の学級に在籍する児童・生徒との交流を促すため「交流及び共同学習」を進めており、昨年度策定したガイドラインに基づき各学校で取り組んでいるところです。</p> <p>また、文部科学省から受託した「インクルーシブ教育システム構築モデル事業」を昨年度から進めております。その中で、子どもたちにどのような合理的配慮を提供していくべきか等についての研究実践を行うなど、教育活動</p>

		<p>の改善を図っております。</p> <p>さらに、障害者計画「5 計画事業」の 4-5 に掲げる事業を始め、「保育園障害児保育（事業番号 4-3-4）」や「幼稚園特別保育（4-3-5）」等の事業を実施していくことにより、障害の有無に関わらず全てのお子さんが地域で安心して過ごし、育つことのできる環境づくりを進めてまいります。</p>
29	<p>児童発達支援センターの放課後支援サービスについて具体的に聞きたい。</p>	<p>教育センター内の放課後等デイサービスについては、療育の必要な学齢児を対象とし、これまで要望の大きかった児童発達支援事業からの切れ目のない療育の提供を目指しています。そのため、本事業は小学生を主な対象として実施する予定です。</p> <p>中高生につきましては“びおら”や“JOY”での放課後等デイサービスをご検討ください。</p>
30	<p>計画には金のことが出てこない。障害者も生活していくのに金がかかるが、その金はどこから出てくるのか、この計画では分からない。</p> <p>縦割りで計画を策定するとしても、部署が違っており、調整を付かないといけないのではないかと。また、金が足りなくならないか。大まかな数字くらいは示した方が良くないか。</p>	<p>障害者計画は障害者施策の方向性や計画事業を示すものであるため、ご指摘のとおり、本計画では予算を示しておりません。</p> <p>予算については本計画を踏まえ、利用実績やその年の財政状況に応じ年度ごとに計上しております。なお、一部の事業については基本構想実施計画の中で予算規模をお示ししております。</p>
31	<p>障害者といっても障害の程度がそれぞれ違い、自立に向けて、それに適した仕事が必要だろう。本人の為にも、障害があることで支援を受けるだけでなく、社会復帰のために自分でできることは行い、周りも理解しないといけないだろう。</p>	<p>ご指摘のとおりであると区でも認識しております。</p> <p>就労が可能である方に対しては、区の就労支援センターが支援を行うとともに、就労を継続するためにジョブコーチの派遣なども行っております。また、計画を検討している障害者部会においても、障害者もできることは自分たちで行っていくべきという旨の意見が挙がっており、親計画である地域福祉保健計画でも互助という考え方を主要項目の中で掲げているところです。それぞれの障害の特性や状況に応じ、適正にサービスを提供していきながら、ご本人の自立や社会参加を促していきたいと考えております。</p>
32	<p>地域福祉推進協議会での進行管理とあるが、PDCA サイクルを行うのは誰か。</p>	<p>計画(P)は、地域福祉推進協議会や障害者部会において、障害当事者や関係者等によって計画を策定します。また、事業の実施(D)は区や社会福祉協議会等を中心に行い、年に一度、事業の実績や計画の達成状況等を基に区が評価(C)を行います。またその結果については、地域福祉推進協議会に報告いたしま</p>

		<p>す。改善(A)については、進行管理の対象となる事業についてその達成状況を踏まえながら、必要に応じて年度ごとに区が見直しを行っていく仕組みとなっております。</p>
--	--	--

④ 地域福祉保健の推進計画

No.	意見（要旨）	区の考え方
33	<p>せっかくの社会福祉協議会の活動が区民に見えていないので、区民への広報活動を工夫してもっと行うべきである。</p>	<p>社会福祉協議会（以下「社協」という。）の存在や活動を広く区民の皆さんに知っていただくことは、社協が行うサービスを必要とする方にサービスを届ける大切な第一歩だと認識しております。</p> <p>今後は、様々な機会をとらえて社協の存在や活動を広く知っていただけるよう効果的な広報活動に努めてまいります。</p>
34	<p>転入してくる住民が地域のいろいろな活動に参加しにくい。転入してくる住民が地域の人たちとかかわれる機会や活動を知ったり、参加したりできる環境づくりが必要である。</p>	<p>転入して来られる区民の方々が様々な地域活動に参加できるよう、区としても区報をはじめ様々な広報媒体を活用し各地域活動団体の活動内容の周知を図るとともに、その橋渡しを積極的に行い、参加しやすい環境づくりに努めてまいります。</p>
35	<p>社会福祉協議会が行っている様々な事業を文京博覧会などの催しで紹介するなど区民と直に接することで事業の周知が図られるのではないかと。また、こうした取組みは区民を介した広報にもなると思う。</p>	<p>（No.33 と同じ。）</p>
36	<p>社会福祉協議会の事業の方向性は、区が決めていくべきである。</p>	<p>社会福祉協議会（以下「社協」という。）へは、区から職員の派遣や補助金の支出を行い、地域福祉の推進に向けて緊密に連携しておりますが、あくまで区から独立した法人であり、事業の方向性については、重要事項の同意・議決権限を有する社協の理事会及び評議員会で最終的には決定すべきものと認識しております。</p>